

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するよう、育児休業法を改正

1 育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児休業等を行うことができるようにすること

2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から人事院規則で定める期間内に、職員が当該子について最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業を行うことができるものとする

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

平成21年 8 月11日

衆議院事務総長 鬼塚 誠 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 麻生太郎 殿

人事院総裁 谷 公 士

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

我が国が直面している急速な少子化に対応するためには、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

人事院は、このような観点から、配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等を行うことができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業を行うことができるようにすることが適当と認めるので、別紙要綱により国家公務員の育児休業等に関する法律を改正されるよう、国家公務員法第23条の規定に基づき、意見を申し出ます。

別 紙

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正の要綱

第1 育児休業をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律（育児休業法）により育児休業をしている職員について、育児休業をすることができるようにすること。

第2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇の期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子について最初の育児休業をした場合は、人事院規則で定める特別の事情がない場合であっても当該子について再度の育児休業をすることができるものとする。

第3 育児短時間勤務をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児短時間勤務をすることができるようにすること。

第4 育児時間の承認を請求することができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児時間の承認を請求することができるようにすること。

第5 実施時期

この改正は、この改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施すること。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申 出の説明

平成21年 8 月 11 日

人 事 院

人事院は、職員の育児休業の取得促進を図るため育児休業に関する制度等を改正することが適当と認め、本日、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

我が国が直面している急速な少子化に対応するために、社会全体で、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に取り組むことが喫緊の課題となっており、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要である。

このため、人事院では、従来から、育児休業等の対象となる子の年齢の引上げや育児短時間勤務制度の導入など、育児を行う職員の負担を軽減するための措置の拡充を図ることによって、両立支援の取組を強化してきたところである。

先般、民間労働者について育児休業等に関する措置等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布されたこと、さらに、男性の育児休業取得率の向上が仕事と生活の調和の推進において重要な目標とされていること等の

状況を踏まえ、配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等を行うことができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業を行うことができるようにすることが適当と認め、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正されるよう、意見の申出を行ったものである。その内容及び趣旨は、別紙のとおりである。

別 紙

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての説明

第 1 育児休業をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律（育児休業法）により育児休業をしている職員について、育児休業をすることができるようにすること。

【趣旨】

現在、配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員は、育児休業をすることができないこととされているが、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業をすることができるようにするものである。

第 2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇の期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子について最初の育児休業をした場合は、人事院規則で定める特別の事情がない場合であっても当該子について再度の育児休業をすることができるものとする。

【趣旨】

家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備し、特に、男性職員の育児休

業の取得を促進するため、職員（人事院規則で定める出産した場合の休暇（産後休暇）を取得した女性職員を除く。）が養育しようとする子の出生の日から産後休暇の期間（8週間）を含めた期間内に、当該子について最初の育児休業をした場合に、配偶者の疾病等により当該子の養育に著しい支障が生じる等の人事院規則に定める特別の事情がない場合であっても、当該子について再び育児休業をすることができることとするものである。

第3 育児短時間勤務をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児短時間勤務をすることができるようにすること。

【趣旨】

現在、配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員は、育児短時間勤務をすることができないこととされているが、配偶者が育児休業をしている職員についても育児短時間勤務をすることができるようにするものである。

第4 育児時間の承認を請求することができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児時間の承認を請求することができるようにすること。

【趣旨】

現在、配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員は、育児時間の承認を請求することができないこととされているが、配偶者が育児休業をしている職員についても育児時間の承認を請求することができるようにするものである。

第5 実施時期

この改正は、この改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施すること。

以 上